

よくあるご質問
(全国市町村職員共済組合連合会マイナ手続きポータル)

<利用申込編>

Q 1. サービスの利用申込はどこでできますか？

A 1. 「全国市町村職員共済組合連合会マイナ手続きポータル」サイト（下記リンク）から申込をお願いします。

[全国市町村職員共済組合連合会マイナ手続きポータル（WEB サイト）](#)

Q 2. サービスの利用申込に必要な物はありますか？

A 2. 以下の3点が必要となりますので、ご準備ください。

①マイナンバーカード（※1）

※パソコンまたはスマートフォンで読み取っていただきます。

②利用者証明用電子証明書パスワード及び券面事項入力補助用パスワード（※2）

③基礎年金番号

（※1）マイナンバーカードの読み取りにあたっては「マイナポータルアプリ」のダウンロードが必要です。ダウンロードがお済みでない方は、以下のサイトよりインストールしてください。

[マイナポータル（トップページ）](#)

（※2）マイナンバーカード受取時に交付窓口で設定したパスワードが必要です。ご不明な場合は、交付を受けた市区町村にお問い合わせください。

Q 3. メールアドレスを登録したのですが、案内が届きません。

A 3. 登録したメールアドレスに誤りがないかご確認ください。

メールが届かない場合は、再度「全国市町村職員共済組合連合会マイナ手続きポータル」サイトから、申込を行ってください。

※ 迷惑メールフィルタを設定されている場合、以下のドメインを指定受信リストに追加してください。

shichousonren.or.jp

Q 4. メールアドレス登録後に届いた「メール認証 URL」にアクセスできません。

A 4. 「メール認証 URL」の有効期限は、送信から24時間です。

送信後24時間を経過するとアクセスできなくなりますので、再度「全国市町村職員共済組合連合会マイナ手続きポータル」サイトから、申込を行ってください。

Q 5. マイナンバーカードの読み取りがうまくできません。

A 5. スマートフォンの場合、機種ごとに読み取りの場所が異なります。

詳しくは、デジタル庁ホームページ「よくあるご質問」（下記リンク）からご確認をお願いします。

なお、スマートフォンのケースを外すと、読み取りがしやすくなります。

[デジタル庁ホームページ（よくあるご質問）](#)

Q 6. 「【全国市町村職員共済組合連合会マイナ手続きサービスポータル】本登録未完了のお知らせ」が届きました。なぜ未完了なのでしょうか。

A 6. 本サービスの本登録完了には、以下の条件をすべて満たす必要があります。

- ①本連合会から老齢・退職を給付事由とする年金を受給されている方。
- ②申込時にマイナンバーカードから取得した情報（氏名・住所・性別・生年月日）と入力いただいた情報（基礎年金番号・氏名カナ）が、本連合会に登録されているものと一致する方。

条件を満たさない場合は、サイトの「申込情報確認結果」画面及び「本登録未完了」のメールでお知らせします。

Q 7. 申込情報確認結果画面において、「基礎年金番号の確認がませんでした」とメッセージが出ます。基礎年金番号は正しく入力していますが、なぜでしょうか。

A 7. 本連合会から老齢・退職を給付事由とする年金を受給されていない方（障害や遺族を給付事由とする年金は非課税のため源泉徴収票の交付対象外です。）は、本サービスは利用できません。この場合も「基礎年金番号の確認がませんでした」とメッセージが表示されます。

Q 8. 申込情報確認結果画面において、「氏名カナの確認がませんでした」とメッセージが出ます。どこに誤りがあるのでしょうか。

A 8. 氏名カナ（半角カナ）の入力にあたっては、以下の点にご注意ください。

- ①氏名の姓と名の間には、必ず半角スペースを入力してください。
- ②小文字（ゅ、ゅ、ょ、ゅ等）は原則使用できません。大文字で入力してください。

※氏名カナは、所属する共済組合によって小文字で登録されている場合があります。大文字または小文字で登録してもエラーとなる場合は、カナ氏名の登録状況について所属する共済組合（下記リンク）にお問い合わせください。

[相談窓口一覧（全国市町村職員共済組合連合会）](#)

<電子交付編>

Q 1. 本登録は完了しましたが、いつ電子交付されるのでしょうか。

A 1. 令和7年分の源泉徴収票は、令和8年2月2日（月）以降に順次交付します。

※既にユーザ登録が完了された方は、初回の電子交付までお待ちください。

なお、令和8年2月2日（月）以降に利用申込をされた方は、本サービスのユーザ登録完了後、原則として5日以内（土日及び祝日を除く）に電子交付します。

電子交付した際は、本サービスにご登録いただいたメールアドレス宛にお知らせを送信しますので、ご確認ください。

Q 2. 紙の源泉徴収票が届かず、電子交付もされません。なぜでしょうか。

A 2. 令和7年1月1日から同年12月31日までに本連合会から老齢・退職の年金の支給がない方は、源泉徴収票が作成されないため、紙の源泉徴収票の発行及び電子交付はされません。

また、日本国内に住所がない方は、源泉徴収票が作成されないため、紙の源泉徴収票の発行及び電子交付はされません。

Q 3. 電子交付対象外とメール連絡がありました。なぜでしょうか。

A 3. 源泉徴収票データの作成過程で、年金の支給額等に変更が生じた場合は、源泉徴収票データが作成できず、電子交付対象外となる場合があります。

なお、電子交付の対象とならない場合であっても、紙の源泉徴収票を所属する共済組合から送付しますので、確定申告には紙の源泉徴収票をご利用ください。

Q 4. 令和6年分以前の源泉徴収票データが欲しいのですが、電子交付してもらえるでしょうか？

A 4. 本サービスでは、当年分（令和8年2月～3月交付の場合は令和7年分）の源泉徴収票データが電子交付の対象です。

令和6年分以前の過年分の源泉徴収票データは電子交付できません。

なお、令和6年分以前の源泉徴収票が必要な場合は紙で交付しますので、所属する共済組合（下記リンク）に再発行の依頼を行ってください。

[相談窓口一覧（全国市町村職員共済組合連合会）](#)

Q 5. 電子交付された源泉徴収票データと、金額等が異なる源泉徴収票が紙で届きました。どちらが正しいのでしょうか。

A 5. 源泉徴収票データを電子交付した後に、遡って年金額等に変更があった場合は、所属する共済組合から紙媒体の源泉徴収票をお送りします。

原則として、後から送付された源泉徴収票の内容が正しいものとなります。

なお、電子交付された源泉徴収票データの内容や、紙媒体で届いた源泉徴収票の内容については、所属する共済組合（下記リンク）にお問い合わせください。

[相談窓口一覧（全国市町村職員共済組合連合会）](#)

Q 6. 電子交付された源泉徴収票データが紙で届いたものと異なっています。正しい源泉徴収票データは改めて電子交付されないのでしょうか。

A 6. 源泉徴収票データの作成は年1回のため、電子交付後に遡って年金額等に変更があった場合、変更後の源泉徴収票データを電子交付することはできません。
恐れ入りますが、確定申告のお手続きには所属する共済組合から送付する紙の源泉徴収票をご活用ください。

Q 7. 退職所得の源泉徴収票は電子交付されるのでしょうか。

A 7. 本サービスは、公的年金等の源泉徴収票データの電子交付に関するサービスです。退職所得の源泉徴収票は電子交付の対象外となりますので、ご了承ください。

Q 8. 当年分（令和7年分）は電子交付を受けました。来年、令和8年分の源泉徴収票は電子交付されるのでしょうか。

A 8. 一度電子交付をしたユーザの方へは、原則として、翌年以降も電子交付します（再度の申込手続き等は不要です。）。

Q 9. 電子交付された源泉徴収票データはどこで確認すればよいでしょうか。

A 9. 電子交付した源泉徴収票については、全国市町村職員共済組合連合会マイナ手続きポータル（下記リンク）にログイン後、各種サービスの「電子交付」からご確認ください。

[全国市町村職員共済組合連合会マイナ手続きポータル](#)

なお、電子交付した際は、本サービスにご登録いただいたメールアドレス宛にお知らせを送信しますので、ご確認ください。

Q 10. 電子交付を受けられる期間を教えてください。

A 10. 電子交付は、令和8年2月2日（月）から3月26日（木）の平日7時～24時の間に行います。

具体的な交付スケジュール等については、本連合会のホームページをご確認ください。

※土日祝日に申込があり契約者となった場合は、次の平日7時に電子交付されます。

<その他>

Q 1. 「全国市町村職員共済組合連合会マイナ手続きポータル」に関する質問は、どこで受け付けていますか。

A 1. 下記のメールアドレス宛にお問い合わせください。

お問合せ先アドレス : mypo/atmark/shichousonren.or.jp

(メール記載例) ①件名 : ○○○についての確認

②本文 : 問い合わせ内容の他、以下の3点（本登録未完了とな
った方は4点）を本文に御記載ください。

1. 氏名（漢字）
2. 氏名（カナ）
3. 年金証書記号番号
4. 問い合わせ番号（英数字）※

※本登録未完了となった方のみ。お知らせメールに記載さ
れていますので、必ず記載してください。

※お問い合わせの内容によっては、ご本人様確認等のため、年金証書の番号や
基礎年金番号をお伺いする場合があります。

※迷惑メール防止のため、「@」を「/atmark/」と表記しています。

メールをお送りになる際には、「/atmark/」を「@」に直してください。